

議員の選挙・選任のお知らせ

商工会議所は地域商工業者の世論を代表し、商工業の振興に努める地域経済団体です。その運営方針を決定する最高意思決定機関が議員総会です。

議員総会は140人の議員で組織され、選出方法によって次の通り区分されています。

- 1号議員・・・ 会員及び会員以外の特定商工業者が会員のうちから選挙
(定数を超えた場合のみ)
- 2号議員・・・ 各部会員のうちから選任
- 3号議員・・・ 会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任

議員の任期は3年で本年は改選年にあたります。今後、任期満了の令和7年10月31日までに議員選挙、選任規約に基づき、3号議員、2号議員、1号議員の順に選出されていきます。

●役員について

会頭（1名）は、会頭選考委員会が選考し議員総会において選任されます。

副会頭3名、専務理事1名は、会頭が議員総会の同意を得て選任します。

監事3名は、議員総会において会員のうちから選任されます。

常議員40名は、議員140名のうちから議員総会において選任されます。

1 3号議員（21名）の選任

令和7年9月19日（金）に常議員会が開催され選任。

2 2号議員（48名）の選任

令和7年9月19日（金）～10月15日（水）までに各部会から選任。

- 商業部会
- 繊維部会
- 人造真珠部会
- 建設部会
- 交通運輸部会
- 一般工業部会
- 金融財務部会
- テクノステージ部会

3 1号議員（71名）の選挙

選挙告示・・・ 令和7年9月22日（月）

候補者告示・・・ 令和7年10月15日（水）

選挙期日 . . . 令和7年10月21日（火）

選挙方法 . . . 投票

①選挙権

選挙権は会員（和泉市内に営業所がない等の特別会員は除かれます。）および特定商工業者に与えられています。

会員の選挙権の個数は会費口数に1口につき1個（50個上限）です。

特定商工業者である会員は、会費口数に1個を加算した個数です。

会員以外の特定商工業者の選挙権の個数は1個です。

②被選挙人権

被選挙権を有するのは会員に限られます。

③選挙人名簿

8月1日現在において、会員及び会員以外の特定商工業者の選挙資格を調査し選挙人名簿を作成します。8月18日（月）～26日（火）まで縦覧に供しますので、異義ある場合は縦覧期間内にお申し出ください。

選挙人名簿は9月1日（月）に確定します。

④立候補手続き

*立候補される方は、立候補期間内（令和7年9月30日（火）～10月9日（木）午後5時）に文書（様式3）にて、選挙管理委員長に届出してください。

*選挙人名簿に登録された方が、他人を1号議員の候補者にしようとするときは立候補期間内に推薦書（様式4）と本人の承諾書（様式5）を届出してください。

*立候補を辞退しようとするときは10月10日（金）午後5時までに文書（様式6）で届け出してください。

*立候補者数が議員定数を超えない場合は、投票は行わず、選挙管理委員長が直ちにその旨を公告し、併せて選挙管理委員会を開き、1号議員の立候補者をもって当選人と定めます。

⑤選挙管理委員長

選挙管理委員長 森 知久（和泉商工会議所 事務局長）